

岩手県告示第456号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成22年5月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

- (1) 名称 社団法人岩手県農業公社
- (2) 住所 盛岡市菜園一丁目7番23号

2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成6年4月8日

3 変更の内容

農地法（昭和27年法律第229号）及び法の一部改正を受け、「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成12年9月1日付け12構改B第846号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

4 変更承認の年月日 平成22年4月23日